

2005年7月13日

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

住基台帳の一部の写しの閲覧制度 選挙人名簿抄本の閲覧制度の見直しに対する意見・要望

1 はじめに—基本的な視点

- 住基台帳の一部の写しの閲覧制度（以下、閲覧制度）、選挙人名簿の抄本の閲覧制度（以下、抄本の閲覧制度）で閲覧されている情報は、いずれも個人情報保護制度にいう「個人情報」に該当する
- 閲覧制度、抄本の閲覧制度で閲覧される「個人情報」の取扱いについては、公的機関の個人情報保護制度が定める原則に準じるべきである。

2 閲覧制度について

(1) 現行制度の問題点

- 住基台帳法第1条の目的規定と、閲覧制度の運用実態の不整合と逸脱
⇒住基台帳の整備の目的は、「住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするため」であり、「住民に利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資すること」
- 商業目的を含む広範囲の目的での閲覧を一般的には認めているため、不正な目的での閲覧等のチェックが事実上不可能なため、悪用、問題事例も少なくない
- 義務的に居住地の市区町村に届け出る住基情報の利用として、現行の閲覧制度のような利用実態に社会的合意はない

(2) 閲覧制度の存続について

- 公的機関の個人情報保護制度は、個人情報の収集・保有の際にできる限り目的を特定することを求め、個人情報の利用・提供はその目的の範囲内に原則として限られる
- 現行の閲覧制度は、住基台帳法の目的規定を超えて閲覧を認めるものであり廃止。住基台帳法の目的規定の範囲内での閲覧を認める閲覧制度とすべきである。
- 目的を超えて閲覧を認める場合については、公的機関の個人情報保護制度でも目的外での外部提供を認めていることから、その範囲に準じて規定を整備すべきである。

(3) 公用閲覧について

- 公的機関は個人情報保護制度で、個人情報を収集・保有する際にその目的をできる限り特定することが義務付けられている。
- 前項の原則に従えば閲覧請求時には目的が特定されていなければならないので、公用閲覧の場合は閲覧目的の明示などを免除する現行制度は改め、閲覧請求時に目的の明示を義務付けるべきである
- 公用閲覧は、市区町村長が閲覧目的は目的範囲内であると判断した場合、あるいは目的範囲外である場合は事務事業を遂行するために閲覧することに相当の理由があると判断した場合に閲覧を認めるとすべきである
- 公用閲覧請求は機関（国又は自治体）として行うべきである

(4) 公的機関以外に閲覧を認める場合について

- 現行の住基台帳法の目的にかんがみれば、公的機関以外の閲覧は目的外での外部提供と位置づけるべきである
- 行政機関個人情報保護法の公的機関以外に目的外に外部提供を行う規定に準じた範囲でのみ認めるべきである
- 高い公益性を有する閲覧目的のみに閲覧を認めることとし、学術機関が学術研究のように供するために行う場合、報道機関が報道のように供するために行う場合で、なおかつ公益性が高いと認められる場合に閲覧を認めることを原則とする
- そのほか、公的機関に提供するのと同程度の公益性がある閲覧請求も個別に判断して認める
- 閲覧を認めた場合は、閲覧目的、閲覧請求者について一定の範囲で情報公開する
- 閲覧を認める要件に該当したとしても、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は、閲覧を認めない規定を設けるべきである
- なお、公的機関以外の閲覧については、目的規定の変更（ただし、4情報の目的のみを変更）、あるいは住基台帳法には定めず各市区町村の個人情報保護条例の外部提供の規定に委ねるといった選択肢もある

(5) 閲覧された情報に対する措置について

- 市区町村が保有している個人情報の提供を行う際に、提供先には市区町村と同等の適正管理の措置が講じられることを求めること、必要に応じて個人情報に使用目的等の条件を付すことを個人情報保護制度は市区町村に求めている。閲覧制度も同様の規定を設けるべき。
- 閲覧により取得した個人情報の利用状況、廃棄等の状況について報告を求めるとして、前項の条件、措置について確認できるようにすべき

(6) その他

- 適正な閲覧請求手続を確保するため、手続きについての規定を設ける

- 効率化、個人情報保護の観点から閲覧請求で閲覧が求められた範囲で4情報を抽出して閲覧させることが望ましい
- 罰則は、現行の閲覧制度が変更されることを前提にすれば、住基台帳法第50条の規定を維持するのが妥当

3 抄本の閲覧制度について

(1) 現行制度の問題点

- 抄本の閲覧制度の制度趣旨、目的について法に明確な定めがないが、制度趣旨として名簿の正確性の確保とされている
- 選挙運動等を目的とする閲覧、世論調査等を目的とする閲覧が認められているが、このような目的の閲覧は名簿の正確性の確保という趣旨からは逸脱し、拡大解釈がされている
- 公民権停止中に転居した場合などは、転居から3ヶ月を経ても選挙人名簿に登録されず、間接的に前歴者名簿を公開している

(2) 抄本の閲覧制度のあり方

- 抄本の閲覧制度の目的・趣旨が、選挙人名簿の正確性の確保であることを法で明らかにし、選挙人本人から、あるいは個人を特定した閲覧申出については閲覧を認め、それ以外については閲覧を認めるべきではない
- 「その他適当な便宜供与」の規定があるが、便宜供与の趣旨・目的が明らかでないため、それを明らかにするか、規定そのものが必要かを検討し不要であれば削除すべきである。

(3) 公共目的の世論調査等の閲覧について

- 抄本の閲覧制度が住基台帳の閲覧制度に変わることができないが、住基台帳の閲覧制度は抄本の閲覧制度を代替することができる
- 公共目的の世論調査等での閲覧については、住基台帳法で規定を整備して個別に判断し、抄本の閲覧制度を認める仕組みを残す必要はない

(4) 候補者等による閲覧について

- 地方選挙において選挙運動用文書図画の頒布が限定されていることなどを理由として、現行では抄本の閲覧が認められているとされているが、この閲覧は目的範囲外での閲覧である
- 選挙運動の制約については、職選挙法の選挙運動に関する規定の問題であり、抄本の閲覧制度とは関係ないことから、これを理由に抄本の閲覧制度を認めるべきではない

住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度と 選挙人名簿抄本の閲覧制度の見直しについての論点整理

(第一次案)

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

I 住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度（以下、閲覧制度）

1 基本的な考え方

住基台帳法第11条が、住基台帳のうち住所、氏名、生年月日、性別の4情報は何人でも閲覧を請求することができるとし、例外として不当な目的等の場合に閲覧を拒むことができることと定めていることから、現在この4情報は原則公開情報として扱われている。このような閲覧制度のもとでは、ダイレクトメールや各種調査など商業目的であっても「不当な目的」としない解釈が一般的には取られているため、広範囲に閲覧・利用されているのが実態である。即ち現行の閲覧制度は、4情報に関しては、利用者の権利を最大限に保障してきた仕組みとすることができる。

ところで、閲覧制度で原則公開とされている4情報は、個人情報保護制度にいう「識別可能な個人情報」である。個人情報保護制度では、個人情報の収集・保有に際してその目的を特定することが求められ、個人情報の利用範囲はその目的に拘束される。そして、目的以外での内部利用、外部提供は原則として禁止され、認められるのは一定要件を満たす場合に限られる。

このような観点から閲覧制度の運用実態を見ると、個人情報保護制度の原則に反しているといわざるを得ない。即ち、住基台帳法の目的規定は、住基台帳制度について「市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とする」ために創設し、「住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする」と定めている。個人情報保護制度の原則に従えば、市民に対して住基台帳の届出を義務付けるという形で取得される個人情報の利用目的は、前記の目的規定の範囲に限定されなければならない。ところが、住基台帳法第11条第1項があることで、4情報が目的規定を離れて商業目的など広範囲に利用される結果となっており、明らかに法の目的から逸脱している。

このような逸脱は、許容されるものではない。法の目的と整合しない現行の閲覧制度は、廃止されるべきである。閲覧制度の実態が住基台帳法の目的規定を逸脱することのないように、現行法の不備を改めねばならない。

ただし、個人情報保護制度においても、一定要件を満たせば、目的外の外部提供を認めている。したがって、閲覧制度も、これに準じる範囲で目的外の閲覧を認めることができよう。

以上の基本的考え方から、閲覧制度のあり方についての考え方を整理する。

2 閲覧制度のあり方について

(1) 大量閲覧制度の存続について

4情報を原則公開とすることを前提にした閲覧制度は廃止する。閲覧制度は、住基台帳法の目的規定に定める範囲内での閲覧を原則とする。現行の目的規定を超えて閲覧を認める必要がある場合については、限定的に法で定める。

基本的な考え方で述べた通り、現行の閲覧制度は住基台帳法の目的規定に定める住基台帳の制度目的からは明らかに逸脱しており、現行の閲覧制度は廃止すべきである。閲覧制度は、原則として目的規定の範囲内での閲覧について認めるものとする。

現行の目的規定を超えて4情報の閲覧を認める必要がある場合は、公的機関の個人情報保護制度の目的外での外部提供の規定に準じる範囲で、法律上の手当てを行うべきである。

ただし、目的規定を超えて閲覧を認める場合についての法的位置づけには、いくつか選択肢があり得よう。現行の目的規定を変更することが、そのひとつである。この場合、4情報の利用目的のみを一定の範囲で広げる限りのものでなければならない。あるいは、住基台帳法には目的外での閲覧について定めず、各市区町村の個人情報保護条例の外部規定に委ねるといった方法もあると考えられる。

(2) 公用閲覧について

- 公的機関には閲覧を認めるが、その際は閲覧目的の明示などを義務づけ、適正な手続を確保する。
- 住基台帳法の目的規定を踏まえると、住民の居住関係の公証その他の住民に関する事務の処理の範囲内であれば、国及び自治体の閲覧請求は利用目的範囲内と解される。ただし、目的範囲外での閲覧請求も想定される。したがって、一律に閲覧請求目的を明示させたいうえ、請求を受けた市町村長が「目的範囲内である」、あるいは「(目的範囲外であるが) 事務事業の遂行のために閲覧することに相当の理由がある」と判断した場合に、閲覧を認めるものとする。

公的機関の個人情報保護制度は、個人情報の収集・保有に当たってその目的をできる限り特定することを求めており、公的機関が閲覧制度を利用する場合も、当然に閲覧請求時にその目的が特定されていなければならない。また、市区町村は閲覧請求を認めるか否かについて、責任をもって判断する必要があり、公的機関からの閲覧請求であっても、閲覧目的が正当なものであるか否かを審査しなければ、その責任を果たすことはできない。市区町村長が適切に判断を行うためには、目的の明示などを含む適正な手続の確保が不可欠である。

公用閲覧について現行制度では、請求目的を明らかにすることを要しない場合とし

て「国又は地方公共団体の職員がその職名、職務上の請求である旨を明らかにして請求する場合」とされている。この「要しない」とする規定をなくして公用閲覧の請求目的の明示を義務付ける。さらに、閲覧請求が個人（職員）ではなく機関（国又は自治体）として行われるように改めるべきである。

(3) 公的機関以外に閲覧を認める場合について

- 公的機関以外からの閲覧請求は、原則として行政機関個人情報保護法に定められている「公的機関以外に目的外の外部提供を認める」規定に準じた範囲で閲覧を認める。閲覧を認める場合については、住基台帳法に審査基準となり得る規定を設ける。
- 閲覧請求を認めた場合は、閲覧請求者、閲覧目的等については情報公開し、閲覧制度の利用実態を市民が把握できるようにする。
- 閲覧を認める要件に合致していたとしても、個人情報を閲覧される本人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、閲覧を拒むことができることとする。
- 住基台帳法第12条の住民票の写しの交付と同じ趣旨の閲覧請求は、住民票の写しの交付と同じ範囲で認める必要はあるが、法第12条のあり方については別に検討する必要がある。

行政機関個人情報保護法では、公的機関以外に目的外で個人情報を外部提供する場合については、以下のように定めている。

「…専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外のもに提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき」（第8条第2項第4号）

「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」に外部提供を認める趣旨は、旧行政機関個人情報保護法の解釈によれば、「受領者が、専ら統計の作成や学術研究のために処理情報を使用する場合は、一般に特定個人が識別できない形で用いられるので個人情報の権利利益を侵害するおそれが少なく、かつ、公益性も高いこと」（『逐条解説 個人情報保護法』総務庁行政管理局行政情報システム参事官室監修 第一法規）となっている。また、「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき」の趣旨は、「一般的には、少なくとも行政機関に提供する場合と同程度の公益性があり、しかも当該情報の提供を受けなければ、受領者の事務の目的と達成することが困難な場合であること」となっている。

いずれも、高い公益性を有することが、公的機関以外に目的外での外部提供を行う際の要件になっていることから、閲覧制度も同様に高い公益性を有するもののみ閲覧を認めるのが適当である。また、個人情報保護制度が対象とする個人情報は定性的、定型的なものにとどまらないが、閲覧制度で閲覧される4情報は定性的、定型的なものであることから、閲覧を認める場合については、より具体的な規定を設けることが適

当である。

閲覧を認める場合としては、営利を目的とせず、広く社会に還元される公益性の高いものとして、①学術機関が学術研究の用に供するために行う請求、②報道機関が報道の用に供するために行う請求で、かつ①、②ともに公益性が高いと認められる場合、に限定する。学術機関、報道機関は、ともに明確な定義づけができるものではないため、閲覧請求者とその目的から市区町村長が個別に判断する必要がある。そのほか、①、②の要件に該当しない場合であっても、特別の理由があると市区町村長が認めた場合は、閲覧を認める規定を設ける。

また、個人情報保護制度では、目的外での外部提供に関して一定の範囲で提供先、目的が情報公開されることが少なくない。これは、行政機関の裁量による目的外の外部提供が適正に行われるよう、その運用状況を社会的監視のもとにおくという意味がある。閲覧制度においても同様に、閲覧を認めた場合は、閲覧請求者、閲覧目的について情報公開をし、市区町村長による適正な判断を確保していく必要がある。

なお、外部提供の要件に該当しても、個人情報を閲覧される本人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は、外部提供をしないことが個人情報保護制度で定められている。閲覧制度でも同様の規定を設けるべきである。

また、住所、氏名で特定された個人の閲覧については、法第12条の住民票の写しの交付請求と同趣旨の請求になるため認めることとしているが、法第12条については様々な問題が指摘されているところであり、別に検討する必要がある。

(4) 閲覧された情報に対する措置について

- 市区町村長は、必要があると認めるときは閲覧請求者に対し、閲覧により知り得た事項の使用目的、使用方法その他必要な制限を付し、適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。
- 市区町村長は、公的機関以外に被閲覧者を特定しない閲覧を認めた場合は、閲覧により取得された情報の利用状況、廃棄状況等を適切に確認するほか、閲覧された情報の本人の権利を保障するために必要な措置を講ずるものとする。

個人情報保護制度においては、収集・保有目的以外での目的外利用、あるいは一定の範囲での目的の変更が認められているため、閲覧目的以外での利用が理論上は可能である。また、閲覧制度は住基台帳法によりいわば強制的に自治体が取得した個人情報を提供するものであり、原則として自治体と同等の適正管理等の措置が講じられていることを前提としなければ、個人情報保護の観点からは問題がある。そこで、閲覧請求者に対して使用目的等に条件を課し、必要な措置を講ずることを求める義務を、市区町村長に課す。

また閲覧請求者に対して、閲覧制度により取得した情報の利用状況、管理・廃棄状況等について報告を求めることで、市区町村長として、前記閲覧請求者に求めた条件が守られ、措置が講じられているかを確認し、一定の責任を果たす必要がある。さら

に、個人情報保護制度で個人情報の本人には、本人開示請求、利用停止請求などにより、自分の個人情報の取得、利用、提供について一定範囲で関与できる権利が保障されている。そうした権利行使を妨げることのないよう、閲覧制度により転記された情報については、写しの保管をするなど、市区町村長に個人の権利を保障するために必要な措置を講ずることを求めることとする。

(5) 閲覧請求手続

- 閲覧請求者、閲覧目的等を記した書面を提出するほか、書面に記載した内容を確認するために必要な書類の提出・提示を求めるものとする。

閲覧制度の運用を適正に行うためには、適正な手続の確保が不可欠である。閲覧制度は、市区町村長が閲覧を認める場合に該当するか否かを判断する仕組みであり、閲覧請求について個別に審査するために必要な事項について法で定める。

(6) 閲覧用リストについて

- 閲覧請求で閲覧を求めた範囲で4情報を抽出して閲覧させることが望ましい。

多くの自治体が行っている閲覧用のリストを紙で調製し、定期的に更新する方法は、効率が良いとは言えず、かつ簿冊の調製によっては閲覧範囲以外の4情報の閲覧が可能となる。効率化と個人情報保護の観点から、閲覧請求者には閲覧範囲を明確にさせ、その範囲の情報を抽出して、ディスプレイに表示して閲覧させることが望ましい。

(7) 罰則等

- 冒頭から述べてきた仕組みを前提にすれば、住基台帳法第50条の罰則規定を維持することが妥当である。

行政機関個人情報保護法では、「偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、10万円以下の過料に処する」（第57条）と定めており、住基台帳法第50条も同様の規定である。冒頭から述べてきたような、閲覧請求者、閲覧目的などが制限され、閲覧請求についての適正な手続が確保されるのであれば、現行法の罰則規定の維持が妥当と考える。

なお、そのほかに閲覧制度で知り得た事項が不正使用された場合等について、何らかの指導等に関する規定を設けるかについても、検討する必要がある。

II 選挙人名簿抄本の閲覧制度について

1 基本的な考え方

選挙人名簿抄本の閲覧制度（以下、抄本の閲覧制度）は、選挙人からの申告に加えて職権登録を行ってきた時代から、選挙人名簿の正確性を確保するために行われてきたとされている（第1回検討会資料8「選挙人名簿の閲覧及び閲覧制度の変遷について」）。また、公職選挙法には閲覧に関する定めのほか、「その他適当な便宜を供与しなければならない」とも定めている。第1回検討会資料13の「公職選挙法逐条解説（抜粋）」では、「適当な便宜供与の規定については、選挙人名簿を正確ならしめることがその趣旨であるので、…」と言及されている。住基台帳に基づく職権登録に移行してからも、「登録についてできるだけ選挙人の確認を得ておく必要があるため、登録時においても選挙人名簿の抄本を閲覧に供することとされた」（第1回検討会資料8）とされていることから、法制定時から、抄本の閲覧制度の目的についての基本的考え方に変更はないものと理解できる。

以上のことを踏まえると、公職選挙法においては、抄本の閲覧は閲覧名簿の正確性の確保を目的に行われ、「適当な便宜供与」とは、名簿の正確性確保のために必要な範囲での便宜の供与ということになる。

実際の抄本の閲覧制度では、選挙人が自己又は特定の者の登録の確認をするという、本来の制度趣旨にかなった閲覧も行われているが、一方で「選挙運動に用いることを目的として閲覧の申立てがあった場合には、直接名簿の正確性を期するとは言いがたいが、事柄の性質上、選挙人名簿により選挙人を把握することに合理性、必要性が認められることに加え、それが名簿の正確性に資する面もあることから」、選挙運動、政治活動を目的とする閲覧も制度趣旨の範囲内としている。加えて、公共目的の世論調査を目的とした閲覧、さらには抄本の写しの交付も、名簿の正確性確保という閲覧制度の目的の範囲内としている。しかし、名簿の正確性の確保という閲覧制度の本来的な目的と、世論調査、選挙活動・政治活動を目的とした閲覧等を同一視することには無理があり、閲覧制度の目的の拡大解釈をしているに過ぎない。

住基台帳の一部の写しの閲覧制度で述べたとおり、選挙人名簿抄本で閲覧されている情報は、個人情報保護制度にいう個人識別可能な「個人情報」である。個人情報の取扱いの基本ルールは、保有目的をできる限り特定し、個人情報の利用・提供はその目的に拘束され、目的を超えた利用・提供は一定要件を満たす場合にのみ認められる。この原則に鑑みれば、抄本の閲覧制度の実態には、その目的の拡大解釈による逸脱があるといわねばならない。

現行の抄本の閲覧制度は、公職選挙法が制定された時代の必要性から作られたままに止まり、住基台帳法の制定など、関連する制度の進展を踏まえた見直しが行われていない。したがって抄本の閲覧制度の見直しは、制度の趣旨、目的を明確にし、その目的の範囲内での閲覧を認める仕組みとすべきである。

また、公民権停止中に転居した場合などは、住所の届出をした時点で当該個人に選挙人名簿への登録の資格がないため、一定期間居住した後も資格が回復するまでは選

選挙人名簿に登録されない。抄本の閲覧制度は、前歴者情報をいわば間接的に公開してしまっている。このように選挙人名簿抄本は、住基台帳の閲覧制度と異なり、取扱いに注意すべき個人情報の要素を含んでいる。

以上の基本的な考え方から、抄本の閲覧制度についての考え方を整理する。

2 抄本の閲覧制度のあり方について

(1) 抄本の閲覧制度の目的と閲覧制度の必要性

- 抄本の閲覧制度が、選挙人名簿の正確性を確保するために必要な手続であるならば、選挙人本人からの、あるいは個人を特定した請求については制度の必要性が認められる。しかし、そのほかは前記の目的達成のためのものとしては、抄本の閲覧には理由がない。
- 公職選挙法第29条第2項に定めのある「その他適当な便宜を供与しなければならない」については、便宜供与の例示あるいは趣旨を示すことでその範囲を明確にするか、削除をする。

住基台帳が情報処理され、マスターデータから選挙人に該当する住民を抽出して選挙人名簿を調製する職権登録を行っているのであれば、選挙人登録は正確に行われる。したがって、正確性を確保するためと称して、不特定多数の選挙人の閲覧を認める閲覧制度を設けることには、理由がない。

なりすまし転出などの事件が少なくないこと、誤った公民権停止や公民権の停止漏れの問題がたびたび報道されていることなどから、選挙人本人が登録の有無やその内容を確認する必要はあり、同様の趣旨で特定個人についての閲覧を認める必要性はある。

また、抄本の閲覧のほかに、公職選挙法は「その他適当な便宜を供与する」ことを市区町村の選挙管理委員会に義務づけている。現行の運用では、便宜供与として不特定多数の選挙人名簿抄本の写しを交付している市町村もある一方で、多数はそれを認めていないように、便宜供与とは一体何か、どのような目的の元で行われるか、法の規定では趣旨・目的が明らかでない。あくまで名簿の正確性を確保するために必要な便宜供与であるべきで、法の規定で例示等を行うことにより、便宜供与の範囲の明確化を図る必要がある。または、便宜供与規定の必要性を検討し、不要であれば削除すべきである。

(2) 公共目的の世論調査・学術調査を目的とする閲覧について

住基台帳の閲覧制度で、閲覧請求者が指定した閲覧範囲で抽出した閲覧用リストを作成し、住基台帳法のルールに基づき閲覧を行えば、抄本の閲覧制度による閲覧を認める仕組みを残す必要はない

本論点整理の冒頭から述べてきた趣旨に沿って住基台帳の閲覧制度が変わるとすれば、選挙人名簿の抄本の閲覧制度と住基台帳の閲覧制度の両方で、公共目的の調査のための閲覧を認める制度を設けておく必要はない。選挙人名簿抄本は住基台帳に代わることは出来ないが、住基台帳は完全に同じとはならないものの、選挙人名簿抄本の閲覧制度を代替することが可能である。したがって、公共目的の世論調査、学術調査のためには、閲覧用リストが請求に応じて調製される仕組みであれば、住基台帳の閲覧制度のみで十分である。

(3) 候補者等が選挙運動又は政治活動を行うための閲覧制度について

- 抄本の閲覧制度の目的外であるため、認めないことが妥当である

選挙運動に用いることを目的とした閲覧の申し立てを認める合理性、必然性について、第2回検討会資料10には、「地方選挙においては、選挙運動用文書函面の頒布は通常葉書の郵送に限定されており、選挙人にとって、候補者の情報が送られてくることも重要」とある。また加えて、「それが名簿の正確性に資する面もある」としている。しかし、名簿の正確性の確保を目的とした閲覧制度では、前述の通り個人を特定しない閲覧の必要はない。また、地方選挙における選挙運動の制約については、公職選挙法の選挙運動に関する規定の問題であり、抄本の閲覧制度とは関係ない。選挙運動にかかる規定の見直し、検討等をせずに、抄本の閲覧制度で制度の目的を超えて便宜を図ることで選挙運動の制約を補おうというのは、本筋を外れた議論と言わざるを得ない。

抄本の閲覧は、あくまでも名簿の正確性の確保という制度目的の範囲内に限って認められるべきであり、選挙運動、政治活動での閲覧制度の利用については制度の目的外として認めないことが妥当である。抄本は前述の通り前歴者名簿を間接的に公開することにもなり、現行のような正本の閲覧制度では個人の権利利益を侵害する蓋然性があり、その取り扱いには十分に留意すべきだからである。

なお、現行の公職選挙法においては地方選挙における選挙運動に各種制約があることは事実であるので、これについては、地方選挙のみならず選挙運動に関する現行の制約について検討し、必要な見直しを行うべきである。